

特定退職金共済制度 (新企業年金保険)

ご加入・増口 のおすすめ

いずれ必要になる従業員の退職金を
事業所(事業主)が契約者となり積み立てる制度です

掛金は1人月々1,000円
から最高30,000円

掛金は全額損金または
必要経費になります



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当所に提供されます。
- ②当所は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」)および他の生命保険会社(以下、「共同取扱会社」)にこれを提供します。
- ③アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」)は、当所から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当所をはじめ共済契約者ならびに共同取扱会社に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所および引受保険会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤新企業年金保険契約の引受生命保険会社に変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の生命保険会社に提供され引き継がれます。



企業の発展・ゆたかな地域社会を創造する
横須賀商工会議所

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。



制度の特色

①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

- ②この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。
- ③毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- ④退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ⑤本制度は、神奈川県の公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点対象制度となっております。
- ⑥過去勤務期間の通算の取扱いができます。
この制度に新規加入する事業所の場合、以前から勤続している従業員については、過去勤務期間の通算の取扱いを受けることによって、実際の勤務期間に応じた退職金を支給する事ができます。
- 過去勤務期間通算……最高10年間 ●過去勤務通算口数……最高22口(22,000円)
- ⑦中小企業退職金共済制度ならびに他の特定退職金共済制度との通算をすることができます。(被共済者単位)
- ⑧他の特定退職金共済制度との間で、住所移転等に伴う通算もできます。(事業所単位)
- ⑨中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

注) ⑦⑧の退職金の通算をする場合は、退職の前に必ず商工会議所へご相談ください。

掛 金

●基本掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。(掛金には1口40円の制度運営費が含まれています)

この制度の掛金は全額事業主負担です。従業員が負担することはできません。

●口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。

●過去勤務掛金月額

従業員の過去勤務期間を通算する場合には、基本契約のほかに所定の過去勤務掛金が必要となります。

●掛金の運用

当商工会議所がアクサ生命と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。



給付金

●この制度の給付金は次のいずれかとなります。(別紙参照)

①退職給付金

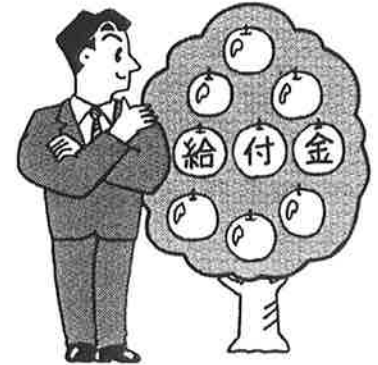
加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。



●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。

なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

給付金は受取人名義の預金口座に直接横須賀商工会議所からお支払いいたします。



解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)が、加入従業員(被共済者)に支払われます。事業主にはお支払いできません。

◆税務と経理処理について

事業所が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。

加入従業員(被共済者)が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。



中小企業のモデル退職金

(単位：円)

高 校 卒				大 学 卒			
勤続年数	年 齢	自 己 都 合	会 社 都 合	勤続年数	年 齢	自 己 都 合	会 社 都 合
5年	23歳	306,000	428,000	5年	27歳	438,000	593,000
10	28	877,000	1,117,000	10	32	1,202,000	1,500,000
15	33	1,726,000	2,121,000	15	37	2,189,000	2,757,000
20	38	2,925,000	3,606,000	20	42	3,628,000	4,340,000
25	43	4,307,000	4,971,000	25	47	5,331,000	6,350,000
30	48	5,982,000	6,765,000	30	52	7,482,000	8,617,000
35	53	7,472,000	8,444,000	33	55	8,552,000	9,730,000
定 年		—	10,389,000	定 年		—	11,660,000



制度の取扱い

●加入できる事業所 [共済契約者]

横須賀商工会議所の会員(特定商工業者を含む)であれば、誰でも従業員(専従者控除の対象者を除く)を加入させることができます。
但し、加入できる従業員は満15歳以上85歳以下に限ります。

●加入するときは [任意包括加入]

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。なお、事業主、役員(使用人兼務役員を除く)もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。
なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

- * 期間を定めて雇われている者 * 試用期間中の者 * パートタイマーのように労働時間の特に短い者
- * 季節的な仕事のため雇われている者 * 非常勤の者 * 休職中の者

●加入手続

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、別紙加入申込書により、毎月20日までに横須賀商工会議所に申し込んでください。掛金は、申込みがあった翌月から毎月22日に翌月分を(21日以降のお申込みについては翌々月からとなります)、ご指定の市内金融機関の預金口座振替によって納付していただきます。

●被共済者証の発行

被共済者に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

●給付金の請求

被共済者が退職したり、死亡したり、あるいは年金の支給を受けようとするときは、商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。なお、退職金通算制度を希望される場合には、別途(*)書類が必要となります。

〈請求書類〉

- ①退職通知書兼給付金請求書(退職所得の受給に関する申告書)・・・ [退職時]
- ②死亡証明書(死亡時のみ)・・・ [死亡退職時]
- ③第1回年金請求書(年金受給時のみ)・・・ [年金支給希望時]
- ④通算申出書(*)・・・ [通算制度希望時]

その他、事業所の移転・合併における取扱いができますので商工会議所へご相談ください。

●効力発生日

毎月20日までにお申込みの場合……………翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込みの場合…翌々々月1日

掛金が2ヵ月分振替不能になりますと、自動解約となりますのでご注意ください。

この制度は当商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営されています。

※当商工会議所は、下記の保険会社に資産運用を委託しています。

(委託保険会社)

アクサ生命保険株式会社 (73.20%)【幹事会社】
大同生命保険株式会社 (26.80%)

この制度についてのお問合せ……

(特定退職金共済団体)

横須賀商工会議所

〒238-8585 横須賀市平成町2-14-4 TEL046-823-0402

※当商工会議所は所得税法施行令第73条に基づき所轄税務署から承認された特定退職金共済団体です。

退職給付金

<退職給付金額表>

	30口	20口	15口	10口	5口
1年	340,200	226,800	170,100	113,400	56,700
2年	683,700	455,800	341,850	227,900	113,950
3年	1,030,800	687,200	515,400	343,600	171,800
4年	1,381,200	920,800	690,600	460,400	230,200
5年	1,735,500	1,157,000	867,750	578,500	289,250
6年	2,093,100	1,395,400	1,046,550	697,700	348,850
7年	2,454,000	1,636,000	1,227,000	818,000	409,000
8年	2,818,800	1,879,200	1,409,400	939,600	469,800
9年	3,187,200	2,124,800	1,593,600	1,062,400	531,200
10年	3,559,500	2,373,000	1,779,750	1,186,500	593,250
15年	5,476,500	3,651,000	2,738,250	1,825,500	912,750
20年	7,491,300	4,994,200	3,745,650	2,497,100	1,248,550
25年	9,609,000	6,406,000	4,804,500	3,203,000	1,601,500
30年	11,834,700	7,889,800	5,917,350	3,944,900	1,972,450

【注】

1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定することがあります。(退職年金等も同様です。)
3. 12年3ヶ月未満の脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

<退職年金額表>

	年金月額				
	30口	20口	15口	10口	5口
10年	31,530	21,020	15,765	10,510	5,255
15年	48,510	32,340	24,255	16,170	8,085
20年	66,360	44,240	33,180	22,120	11,060
25年	85,110	56,740	42,555	28,370	14,185
30年	104,820	69,880	52,410	34,940	17,470

【注】

1. 年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
2. 年金は3か月分取りまとめて年4回支払います。
3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金(退職給付金)での支払いとなります。